

天塩港・瀬棚港の共同点検を実施しました

港湾行政課では毎年、可能な限り多くの港湾管理者の皆様から現地でお話を伺いたいと思っておりますが、補助事業の成果検査や実地監査等で訪問できる港湾の数には限りがございます。このため、今年度においてその機会がなかった天塩港と瀬棚港について、それぞれ11月4日と26日に共同点検を実施しました。

共同点検では施設の状態や利用状況の改善に役立てていただくため、実地監査の視点、一般市民利用施設点検における注意点、日常的な施設の点検方法・記録方法、施設変状を発見した際の対応、活用できる補助メニューなどの情報を提供させていただきますとともに、実際に港湾施設を見ながら各港の状況や課題を伺いました。ご協力をいただきました皆様に改めてお礼申し上げます。

○天塩港 実施状況（11月4日）



天塩町担当者との意見交換



天塩港



岸壁の共同点検



防波堤の共同点検



船揚場の管理状況確認

○瀬棚港 実施状況（11月26日）



せたな町担当者との意見交換



上架施設の共同点検



瀬棚港



岸壁の共同点検



防波堤の管理状況確認

（港湾空港部 港湾行政課）

港湾関係補助金等講習会（交付手続編）を開催します

港湾行政課では、港湾管理者の皆様に補助事業の活用と、円滑な事業の実施に資することを目的に「港湾関係補助金等講習会」を年2回（交付手続編、事業実施編）開催しています。

「交付手続編」は、交付申請手続きをスムーズに進めていただくための事務手続きの重要な点や、補助事業の流れを説明する内容で、今年度も、令和8年度の交付申請手続きに向けて、次の日程で開催します。

【開催日時】令和8年2月16日（月）13:30～（Web形式）

※「事業実施編」は、管理者が事業を実施する際に注意していただきたい点や、効果的・効率的な補助金等の執行のために活用いただきたい手続きを紹介する内容で、別途開催します。新年度に入り開催時期が近くになりましたら、あらためてご案内します。

令和7年度 港湾管理講習会を開催しました

港湾行政課では例年、港湾管理者向けに、港湾管理に関する手続きや、港湾施設の維持管理に関する注意点などを周知することを目的に、「港湾管理講習会」を開催しています。

今年度は令和7年11月25日にWeb形式で開催、26港湾管理者から42名が出席し、港湾行政課担当からの説明のほか、港湾管理者間での維持管理に関する意見交換も実施しました。

講習会の内容

- ・港湾管理について
 - ・国有港湾施設の実地監査
 - ・一般市民利用施設点検について
 - ・埋立に関する手続きについて
 - ・海岸保全施設の維持管理について
 - ・港湾の施設の維持管理
 - ・港湾施設の適切な日常点検
 - ・維持管理情報データベースの更新作業
- ・港湾管理者間の意見交換
『港湾施設の維持管理に用いる資機材の保有管理状況について』

また、講習会後には、参加者へのアンケートを行い、次のようなご意見をいただきました。

- ◆職員が不足しているので、港湾施設の点検や維持管理を効率的に行うため、全国で新技術を導入した事例があれば紹介してほしい。
- ◆人事異動で事務職員が配置されることがあるので、港湾施設の維持管理や各種点検のポイント、日常点検で着目すべき点を事例を交えて紹介してほしい。
- ◆町全体の職員数が不足しており、港湾施設のパトロールや点検に携わる人員の不足、技術職員の養成が課題となっているので、国からの支援や指導をお願いしたい。

港湾行政課では、寄せられたご意見を踏まえ、港湾管理者が適切な港湾管理を行えるよう、講習会などを通じて支援していきます。

水門・陸閘等の操作規則の運用徹底及び継続的改善について

海岸保全施設に設置された「水門・陸閘」操作規則策定について

各港湾の海岸保全施設（該当のない港湾もあります）に設置されている水門及び陸閘の扱いについては、操作規則を定めることとなっており、すべての水門及び陸閘の操作規則が策定されているところです。

操作規則（操作・退避ルール等）の運用徹底及び管理体制の継続的改善

策定された操作規則について実効性あるものとするため、令和5年4月26日に海岸4官庁（農水省農村振興局、水産庁、国交省水管理・国土保全局、国交省港湾局）連名で通知が発出されているところです。

【ポイント】

1. 「現場操作員の安全が最優先」とする考え方の徹底
 - ・退避すべき状況または退避時刻になったら、完了前でも中止し、安全な場所へ避難する。
2. 操作規則（操作・退避ルール等）に基づく定期的な実地訓練の実施
 - ・年1、2回の実施が望ましい。
3. 訓練を踏まえ、水門・陸閘等管理体制の継続的改善
 - ・水門・陸閘等の統廃合、自動化等の推進、また、操作規則（操作・退避ルール等）、閉める手引きの改善。
4. 管理・操作を委託する場合、委託契約の定期的見直し（契約書の締結）
 - ・管理者と現場操作員との間で一方通行ではなく双方向のやり取りが重要
5. 委託契約書に操作・退避ルール、責任の範囲と補償の方法を明記
 - ・管理者と現場操作員との間で一方通行ではなく双方向のやり取りが重要



必要に応じた改定等、お忘れ無く

水門及び陸閘の新設や改修を行った際は、速やかに操作規則等の策定や改定を行っていただきますようお願いします。なお、地域の事由等で実質的に利用されていない水門及び陸閘について、用途廃止されない限りは操作規則策定や訓練等、一定の措置が求められております。失念等無きようご注意ください。